

本会が指定するGⅡ競走における特別出走奨励金交付基準

平成 27 年 1 月 1 日設定
平成 28 年 1 月 1 日改正
平成 29 年 1 月 1 日改正
令和 元年 6 月 1 日改正
令和 3 年 1 月 1 日改正
2024 年 1 月 1 日改正
2025 年 1 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この基準は、3 (4) 歳以上の GⅡ 競走 (芝コースにおいて行う距離 1,800 メートル以上の競走に限る。) における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬の馬主 (共有馬にあっては共有代表馬主。以下同じ。) に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準で定める特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの 6 の (4) の競走と指定し、同Ⅷの 6 の (1) と別に交付する出走奨励金をいう。

(交付対象競走)

第 3 条 特別出走奨励金の交付対象となる競走は、別表のとおりとする。なお、出馬投票締切後に一般事項Ⅶの 3 に定めるところにより馬場を変更した場合は、出馬投票締切時の馬場および競走距離により交付する。

(交付対象者)

第 4 条 次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第 10 着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

(1) 交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録 (日本中央競馬会競馬施行規程 (平成 19 年日本中央競馬会理事長達第 28 号) 第 28 条および第 29 条によるものを除く。) を受けている馬

(2) 該当する競走条件がオープンまたは 3 勝クラスの馬

(特別出走奨励金の額)

第 5 条 特別出走奨励金の額は、交付対象馬の該当する競走条件に応じて次のとおりとする。

(1) 該当する競走条件がオープンの馬 100 万円

(2) 該当する競走条件が 3 勝クラスの馬 50 万円

(不交付要件)

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

(1) 失格したときまたは裁決委員が不適当と認めたとき。

(2) 当該競走において最下位の着順となった馬が、当該競走の第 1 着馬の競走に要した時間より、中山記念、毎日王冠およびアイルランドトロフィーにあっては 4 秒、その他の競走にあっては 5 秒を超えて決勝線に到達したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認め

たときはこの限りでない。

(3) 装着時のでき上り厚さ 10 ミリ以下、最大部分の幅 25 ミリ以下、重さ 150 グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(4) 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

日経新春杯	札幌記念
アメリカジョッキークラブカップ	産経賞オールカマー
農林水産省賞典京都記念	毎日王冠
中山記念	農林水産省賞典京都大賞典
東海テレビ杯金鯨賞	アイルランドトロフィー
阪神大賞典	アルゼンチン共和国杯
日経賞	スポーツニッポン賞ステイヤーズステークス
農林水産省賞典目黒記念	

附 則

この基準は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、2024 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、2025 年 1 月 1 日から施行する。